

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成29年1月6日

県立広島病院長 木 矢 克 造

病一般29第1号

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

電子カルテシステム 一式

(2) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成30年3月30日（金）

(4) 納入場所

広島市南区宇品神田一丁目5番54号

県立広島病院

(5) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方式によることとし、総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、消費税及び地方消費税込みとその右側に括弧書きすること。

2 技術評価等資料

入札説明書による。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、別表「落札者決定基準」のとおりとする。

4 入札参加資格

単独企業による場合は(1)に、企業グループによる場合は(2)に示す要件をすべて満たすものとする。

(1) 単独企業による場合

ア 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 平成26年広島県告示第503号（平成27年から平成29年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「01D情報・電気通信機器」、「15Cシステム設計・開発」及び「15Dシステム保守・管理」の資格を

認定されている者であること。

ウ 本件調達の商品日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

エ 購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されている者であること。

オ 本件調達物品又はこれと類似する物品について、国内において平成25年4月1日以降に501床以上の病院と、病院情報システム調達の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

(2) 企業グループによる場合

ア 企業グループのすべての構成員が、上記(1)ア、イ及びウの要件を満たしていること。

イ 企業グループの構成員のいずれか1者が、上記(1)エ及びオの要件を満たしていること。

ウ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本件調達に参加していないこと。

5 入札参加資格審査の申請手続

(1) 本件の一般競争入札への参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）で上記4(1)イの資格を有しない者は、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(2) 申請期間

平成29年1月6日（金）から平成29年1月23日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日〔以下「休日」という。〕を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時受け付ける。

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載するものとする。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県会計管理部総務事務課（広島県庁舎南館1階）

電話（082）513-2315（ダイヤルイン）

6 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒734-8530 広島市南区宇品神田一丁目5番54号
県立広島病院事務局医療情報室
電話 (082) 254-1818 内線4216

イ 交付期間

平成29年1月6日(金)から平成29年1月23日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は郵送等により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付書類(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

平成29年1月23日(月) 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

平成29年1月30日(月)までに通知する。

(3) 入札書及び技術評価等資料の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

平成29年2月16日(木) 午後1時

ただし、郵送等による場合は、平成29年2月15日(水)午後5時までに必着することとする。

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イのただし書きの期限までに必着することとする。また、提出する技術評価等資料は、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月16日（木） 午後1時30分

イ 場所

広島市南区宇品神田一丁目5番54号

県立広島病院北棟3階仮会議室

(5) ヒアリング

入札後に提案の詳細についてヒアリングを行う場合がある。

7 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者であって、提案内容が仕様書の要求をすべて満たし、かつ、次により算出された各評価点の合計である評価値が最も高い者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき評価値の最も高い入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 提案審査

ア 技術評価点は、別表「落札者決定基準」に基づき、県立広島病院電子カルテシステム業者選定委員会が提案書を審査し、次により算出する。（技術評価点に端数があるときは、小数点第2位以下を四捨五入する。）

なお、技術評価点の満点は、690点とする。

(7) 評価項目単位の採点

a 落札者決定基準の4の(1)「病院が提示する運用を想定した場合の運用体制・費用が試算され、明示されているか。また、その体制・試算が妥当であると考えられるか。」の部分については、次の式により評価を行う。対象とする保守費用はハードウェア保守、ソフトウェア保守及び運用要員費用で、平成30年1月分から平成36年12月分までとする。（ただし、ハードウェア保守についてはメーカー保証期間があるため、平成31年1月分から平成36年12月分までとする。）

なお、保守費用の提案価格が評価基準価格を超える場合は、落札者とししない。

評価点＝25点×（保守費用に係る最低提案価格）／（当該提案者の保守費用に係る提案価格）

保守費用の評価基準価格＝8.4億円

(消費税及び地方消費税込，平成30年1月分～平成36年12月分)

- b 上記 a 以外の部分については，提案書の記載内容により 0 点から 5 点までの 6 段階評価とする。6 段階評価の目安は，次のとおりとし，県で想定している一般的な提案の評価は，3 点とする。

(目安)

非常に優れている。(5点)

優れている。(4点)

普通である。(3点)

劣っている。(2点)

非常に劣っている。(1点)

記載がない。(0点)

- (イ) 評価項目単位の重み

重要度に応じて，「1」から「20」までの重みを各評価項目単位に設定する。

- (ウ) 評価項目点

評価項目単位の採点に評価項目単位の重みを乗じて得た点とする。

- (エ) 技術評価点

技術評価点は，評価項目点を集計した合計点とする。

- (オ) 仕様書対応可否

技術評価等資料の「仕様書に対する対応回答票」の回答で，次の選択肢のうち，必須項目について④が1つでもある場合は，失格とする。

① 現，標準機能で対応する。

② 次期バージョン（開発中）の標準機能で対応する。

③ カスタマイズして対応する。

④ 対応できない。

- イ 政策評価点は，別表「落札者決定基準」に基づき，次に掲げる式により算出する。

なお，政策評価点の満点は10点とする。

政策評価点＝10点×（政策評価の得点合計）／（政策評価の配点合計）

- (ア) 評価項目単位の採点

- a (1) 社会保険等の加入状況については，提案書の記載内容により 0 点，3 点及び 5 点の 3 段階評価とする。段階評価の目安は，次のとおりとし，0 点の場合は失格とする。

(目安)

業務従事予定者の全員が社会保険等に加入している。(5点)

業務従事予定者の一部が社会保険等に加入していない。(3点)

業務従事予定者の全員が社会保険等に加入していない。(0点)

- b (2) 業務従事予定者の賃金水準については、提案書の記載内容により 0 点、及び 5 点の 2 段階評価とする。段階評価の目安は、次のとおりとし、0 点の場合は失格とする。

(目安)

業務従事予定者全員の賃金が最低賃金より高い。(5 点)

業務従事予定者の一部の賃金が最低賃金より低い。(0 点)

ウ 価格評価点は、次に掲げる式により算出する。(価格評価点に端数があるときは、小数点第 2 位以下を四捨五入する。)

なお、価格評価点の満点は 300 点とする。

価格評価点 = 300 点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札者に求められる義務

上記 6 (2) オにより、入札参加資格に適合するとされた者は、封印した入札書及び技術評価等資料を上記 6 (3) イの提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

入札説明書による。

9 問合せ先

〒734-8530 広島市南区宇品神田一丁目 5 番 54 号

県立広島病院事務局医療情報室

電話 (082) 254-1818 内線 4216 ファクシミリ (082) 252-6264

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: An equipment for

electronic medical record systems 1 Set

- (2) Delivery period: 30 March 2018
- (3) Delivery place: Hiroshima Prefectural Hospital Building
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 p.m., 23 January 2017
- (5) Time-limit for tender: 1:00 p.m., 16 February 2017 (by mail 5:00 p.m., 15 February 2017)
- (6) Contact point for the notice: Hiroshima Prefectural Hospital
1-5-54 Ujinakanda, Minami-ku, Hiroshima City 734-8530 Japan
TEL (082) 254-1818 EXT 4216

業務名		電子カルテシステム調達		
業務場所		県立広島病院		
業務概要		県立広島病院において、現在稼働中の電子カルテシステムを更新する		
項目	評価項目	評価基準	重み	配点
1 技術評価	1.1 要求仕様の実現性	(1) 電子カルテ ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	20	100
		(2) 歯科電子カルテ ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	3	15
		(3) 生理検査機能 ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(4) 内視鏡検査機能 ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(5) 透析部門機能 ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(6) リハビリ部門機能 ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(7) 手術部門機能 ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(8) 医事システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	3	15
		(9) 検体検査システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(10) 細菌検査システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(11) 病理システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(12) 輸血システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(13) 薬剤部門システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(14) 治験システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(15) 栄養部門システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(16) 物品管理システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(17) 看護勤務管理システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(18) 耳鼻咽喉科ファイリングシステム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(19) 眼科ファイリングシステム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(20) 地域連携システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(21) 生体情報モニタ管理システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(22) 生理検査システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(23) 内視鏡超音波画像システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(24) 麻酔台帳システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
		(25) 診断書作成システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	1	5
		(26) 整形外科向けデジタル画像管理システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
		(27) 電子カルテ端末上でのインターネット閲覧システム ○本文に記載の要件について対応可能であることが示されているか。 ○パッケージ製品に搭載されている標準機能で、より多くの機能が網羅されるか。	2	10
	小計			
1.2 技術基準	(1) ハードウェア構成 ○病院の統計データの各件数や、ピーク時の使用率を考慮した上で、サーバや端末、付帯装置の構成が示されているか。 ○障害に対する方針を明確にし、それが発生した際に、システムがダウンすることなく業務運用が続けられる仕組みが講じられているか。	4	20	
	(2) ネットワーク構成 ○病院の統計データの各件数や、ピーク時の使用率を考慮した上で、サーバや端末、付帯装置の構成が示されているか。 ○障害に対する方針を明確にし、それが発生した際に、システムがダウンすることなく業務運用が続けられる仕組みが講じられているか。	4	20	
	(3) セキュリティについて ○利用者の権限設定、システム動作の監視、不正なアクセスを追跡するための記録(ログ)の収集等について、十分かつ確実な仕組みが提案されているか。 ○委託職員が院内で行なう作業や、受託者が自社で行なう作業において、患者の個人情報を保護する仕組みを講じることが具体的に示されているか。	5	25	
小計				65
合計				425

技術評価	2 信頼性	2.1 導入の体制	(1)管理・開発体制	<p>○今回開発に係る開発体制が、体制図により示され、かつシステムの質を担保するための十分な体制を敷くことが期待できるか。</p> <p>○構築作業の中心となる技術員の人数、及び各人の医療情報システムに係る構築作業経験等が明記され、かつその経験を信頼できるか。</p> <p>○構築にあたっての進捗管理体制、方法、適時的確な報告等、遅れが生じた場合の対処等について、具体的に記載されているか。</p> <p>○構築スケジュールが短いことを踏まえ、構築作業における手戻りを抑えるための具体的な対策について記載されているか。</p> <p>○構築するシステムの品質管理方法や問題がある場合の対応方法等について、具体的に記載されているか。</p>	3	15
			(2)病院側に求める内容	<p>○今回の構築作業における所与の条件や課題を考慮した上で、病院側に要求したい内容が具体的かつ明確であり、また現実的な範囲に収束しているか。</p> <p>○マスタ作成やリハーサル、操作研修への参加等、病院側が主体として実施しなければならないものについて、その進め方及び支援について適切な提案がなされているか。</p> <p>○病院側の負担を軽減するために工夫すべき内容について、具体的かつ明確に提案されているか。</p>	3	15
		小計			60	
		2.2 スケジュール	(1)移行について	<p>○システム移行及びデータ移行にあたって、医療従事者に誤認や混乱を与えぬように配慮するとともに、診療業務に支障をきたさないよう十分な対策をとることが具体的に記載されているか。</p> <p>○システム移行及びデータ移行にあたって、データの整合性等について十分に検証を進めるため、計画立案及び実施に係る統括責任者を設置し、システム品質を担保することが記載されているか。</p>	3	15
			(2)研修について	<p>○研修の実施計画作成や実施体制等が具体的に記載されているか。</p> <p>○研修の受講者に、新システムがスムーズに受け入れられるよう、習熟度のチェックや管理を行うことについて、具体的な提案がされているか。</p> <p>○また、システム稼働後に適宜実施しなければならない研修の実施方法について記載されているか。</p>	4	20
		小計			35	
	2.3 実績	(1)病院システムの開発実績	<p>○受託者の病院システムの開発・構築実績について、具体的に記載されているか。</p> <p>○今回の調達で想定している協業他社について、明確に示されているか。</p> <p>○上記に示した協業他社との協業実績があるか。</p>	2	10	
		小計			10	
	合計			105		
	3 業務改善	(1)電子カルテシステム全体の業務改善	○業務改善への取り組みは、医療現場の実態に即したもののか。	4	20	
			○今後の病院を取り巻く医療・介護機能再編等の動向に沿ったものになっているか。	4	20	
			○医療従事者の業務の効率化及び簡素化に関して、新たに追加される機能や改善される機能があるか。	4	20	
			○患者満足度、医療の安全・医療の質の向上に関して、新たに追加される機能や改善される機能があるか。	4	20	
			○経営状況の把握・適正なサプライ体制の構築に関して、新たに追加される機能や改善される機能があるか。	4	20	
		(2)システム更新・導入により新たに追加される機能や改善される機能	○今回導入のインターネット環境等において、セキュリティの向上に関して、新たに追加される機能や改善される機能があるか。	4	20	
合計			100			
4 稼働後対応	(1)運用について	○病院が提示する運用を想定した場合の運用体制・費用が試算され、明示されているか。また、その体制・試算が妥当であると考えられるか。(病院想定)	1	25		
		・ハードウェア保守…24時間365日				
		・ソフトウェア保守…バージョンアップ料、法定改正費用含む				
		・アプリケーション…ライセンス料				
		・システム運用保守(オペレーター)…6:30から23:00まで 365日常駐(昼間帯2名、夜間帯1名) 23:00～翌6:30は電話サポート対応とする。 ※SEの常駐は求めない				
	○稼働直後立ち会い、初期トラブルへの対処、システムを早期に安定化させる対策が記載されているか。	2	10			
(2)機能拡張開発	○国の制度変更等の動向に基づいて、今後予想されるシステム拡張に柔軟に対応できるシステム構成となっている旨が明示されているか。	1	5			
(3)パッケージのバージョンアップ	<p>○バージョンアップに当たり幅広くユーザからの意見を聞くための取り組みがあるか。</p> <p>○ユーザの意見を反映したバージョンアップを実施しているか。</p> <p>○バージョンアップの実績が豊富か。</p> <p>○アプリケーションプログラムに不具合が発見された場合や、将来的に予想される今後のシステム拡張等に対し、迅速かつ柔軟に対応できるか。</p>	2	10			
(4)将来的なマルチデバイスへの対応	<p>○将来的に、スマートデバイスやモバイル端末などのマルチデバイス対応により、日常の回診、ラウンド業務の効率化を図ることができるよう、現時点でどのように考慮しているか、その取り組みについて具体的に記載されているか。</p> <p>○対応を実施するに当たって、大幅な作業工数を割くことがない効率的な仕組みとなっているかどうか、費用面や技術的な側面を含めてわかりやすく記載されているか。</p>	1	5			
(5)将来的なりモートデスクトップへの対応	<p>○将来的に、電子カルテネットワークのセキュアな環境を維持しながら、VPN等を利用し外部からリモート接続可能なシステムを構築できるよう、現時点でどのように考慮しているか、その取り組みについて具体的に記載されているか。</p> <p>○その対応を実施するに当たって、大幅な費用や作業工数を割くことがない効率的な仕組みとなっているかどうか、費用面や技術的な側面を含めてわかりやすく記載されているか。</p>	1	5			
合計			60			
技術評価点計			690			
政策評価	法令順守	(1)社会保険等の加入状況【必須】	○単独企業、企業グループの構成員にかかわらず、業務従事予定者が社会保険等に加入しているか。	—	5	
		(2)業務従事予定者の賃金水準【必須】	○単独企業、企業グループの構成員にかかわらず、業務従事予定者の賃金水準が最低賃金と比較して高いか。	—	5	
政策評価点計			10			

価格評価点の配分点		300
技術評価点の配分点		690
政策評価点の配分点		10
価格評価点	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))	300 / 1,000
技術評価点	(各評価項目の得点 × 重み) の合計得点	690 / 1,000
政策評価点	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)	10 / 1,000
評価値	価格評価点 + 技術評価点 + 政策評価点	1,000 / 1,000